

報道資料

平成23年12月16日
奈良県 防災統括室
担当：中田 北畑
直通：27-8448
内線：4508、4509

十津川村の警戒区域への一時立入（道路の通過のみ）に 関する変更について

このことについて、十津川村から、警戒区域の一時立ち入り（道路の通過のみ）について、以下の内容で報告がありました。

国道168号の十津川村長殿地区の警戒区域を通る区間等について、12月17日（土）午前7時以降は、時間帯を問わず終日通過が可能となり、また、一時立ち入り（道路の通過のみ）の条件についても変更になりました。

なお、警戒区域の設定範囲については変更ありません。

【1 対象区間】

- ㊤ 国道168号の十津川村長殿地区の警戒区域内の区間
- ㊦ 村道宇宮原線及び林道月谷線の警戒区域内の区間

【2 変更内容】

(1) 通行可能時間

- 変更前 ㊤ 7：00～22：00（国道168号）
㊦ 7：00～17：30（村道宇宮原線・林道月谷線）
- 変更後 ㊤㊦とも終日

(2) 実施の条件（変更があった部分のみ抜粋）

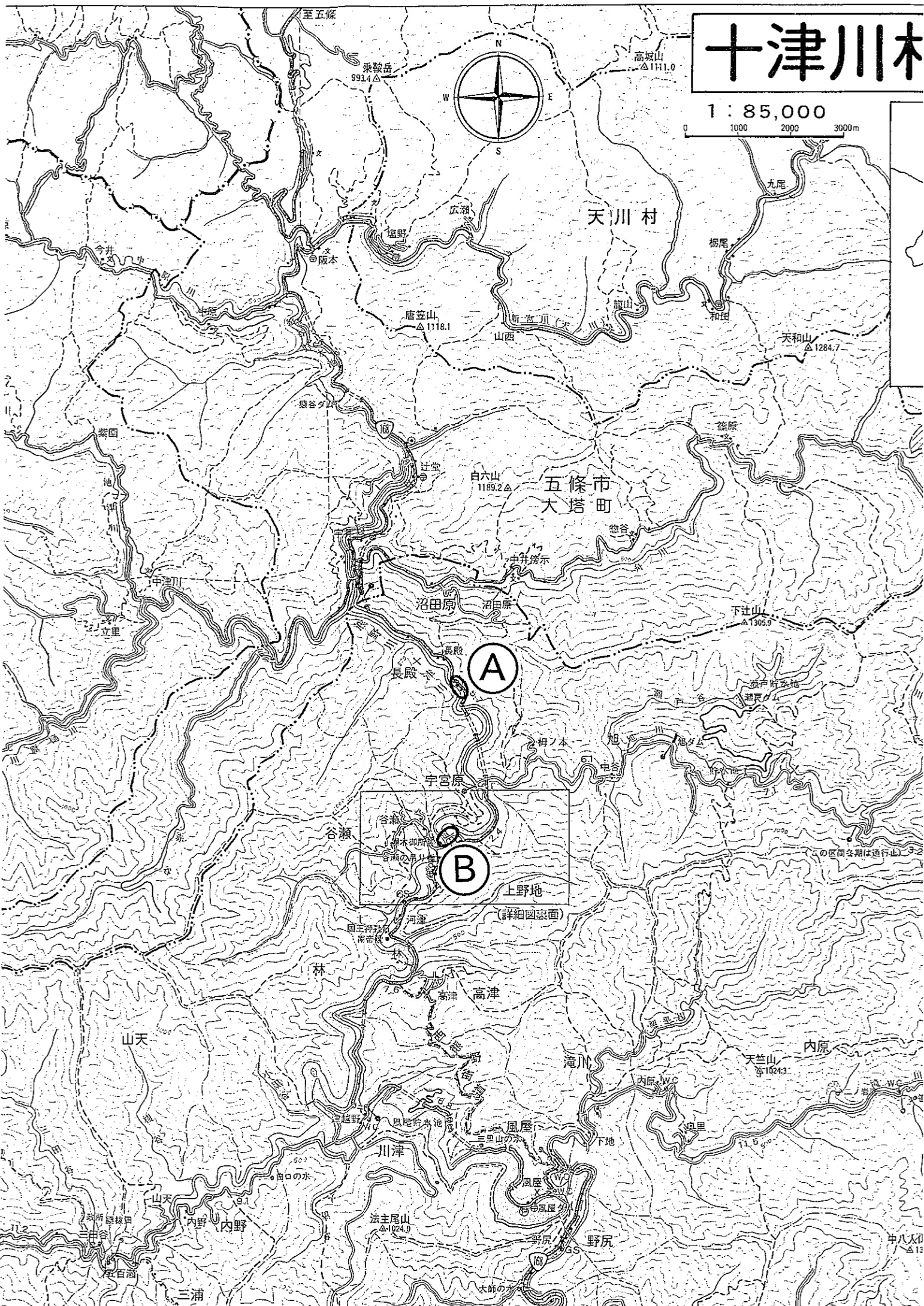
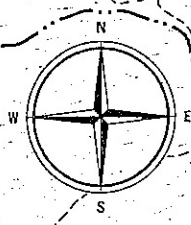
- 変更前 十津川村及び五條市南部に大雨注意報または警報が発令されていない
- 変更後 十津川村及び五條市南部に大雨警報が発令されていない

【3 実施日時】 平成23年12月17日（土）午前7時から

十津川木

1 : 85,000

0 1000 2000 3000m



A

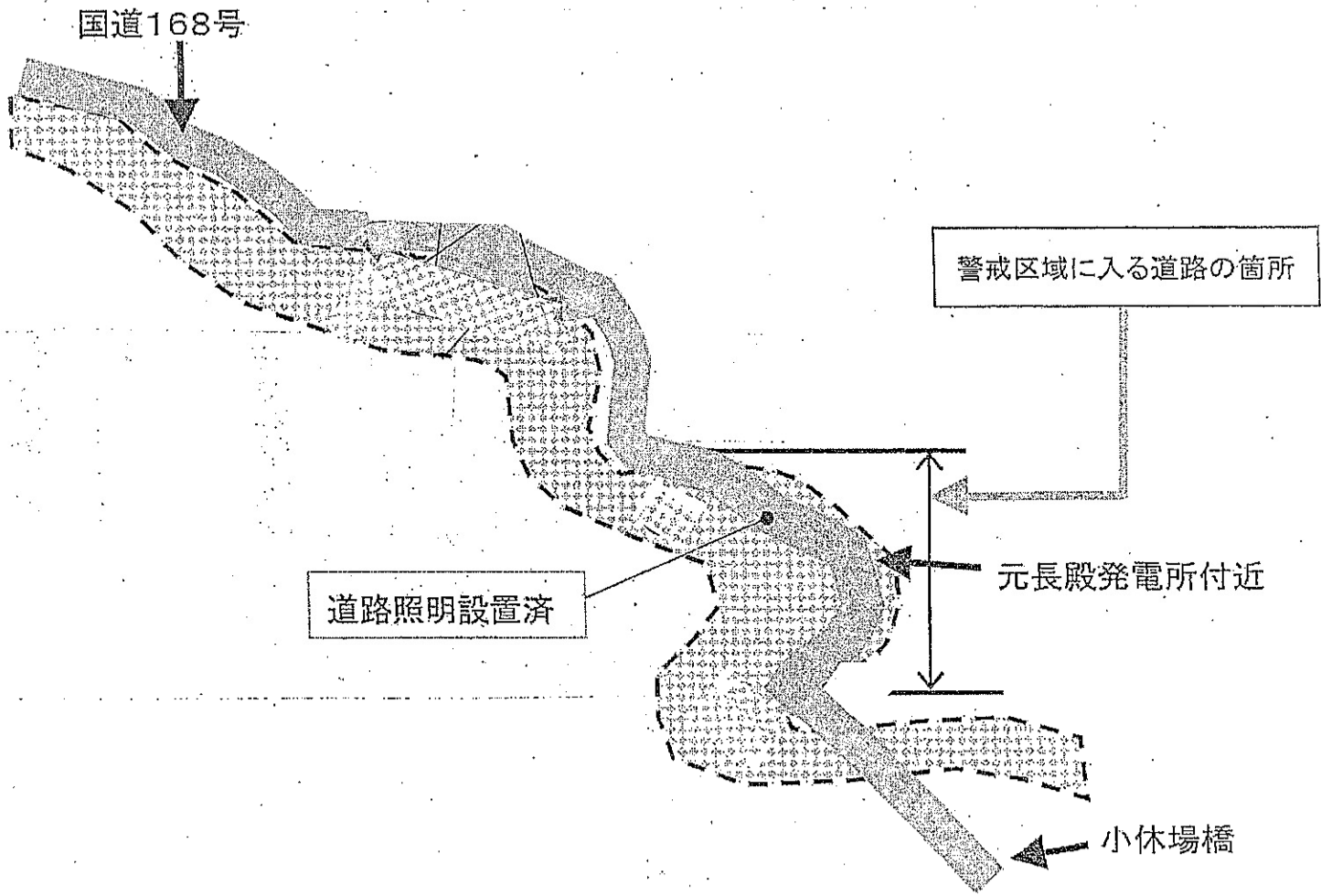
B

上野地
(詳細図裏面)

(この区間冬期は通行止)

中八人
△11

A) 国道168号



B) (村道宇宮原線及び林道月谷線)

